

森林環境譲与税の使途を公表します

○森林環境譲与税の目的

森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

○使途の公表について

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、市町村及び都道府県の長は森林環境譲与税の使途を公表しなければならないとされています。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

第34条第3項 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第233条第3項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

○美郷町への譲与額

令和4年度 8,884千円

○美郷町における使途

平成31年4月1日に森林経営管理法が施行されたことをうけ、美郷町では森林経営管理制度に基づく意向調査を実施するための費用及び森林経営管理事業で間伐を実施するための費用、松くい虫防除対策業務を実施するための費用に活用しました。

譲与税充当事業	内容	事業費(千円)
森林経営管理制度に基づく意向調査及び経営管理権集積計画策定	・委託料 (意向調査、経営管理権集積計画策定)	5,610
森林経営管理事業	・委託料 (間伐業務)	2,222
森林病虫害防除事業	・委託料 (松くい虫防除対策業務)	2,052
合 計		9,884

○森林環境保全基金の取り崩しについて

令和4年度譲与額に対する事業費の差額1,000千円については、森林環境保全基金を取り崩して活用しました。